

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令案 参照条文

(参照法令一覧)

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年六月二十六日法律第五十号）（抄）

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年六月二十六日法律第五十号）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 三 （略）

四 第十三条、第十五条及び第十六条の規定並びに附則第五条及び第九条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の項第一号の改正規定に限る。）の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

五 （略）